

平成26年7月 8日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改定について

「農林水産部土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改定し、部内関係機関に通知したので、関係者への周知方、ご協力願います。

記

- 1 平成27年7月15日以降の契約に係る工事より適用する。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

# 「富山県 農林水産部 土木工事施工管理基準」の改定概要について

## 1. 改定の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成26年10月に改正されたものであるが、平成27年度において農村振興局及び林野庁において管理基準の一部改定が行われたため、それに併せて農林水産部土木工事施工管理基準を一部改定するものである。

### (1) 土木工事施工管理基準

施工管理書類の提示及び提出について、随時から請求時に見直し

### (2) 直接測定による出来形管理

〔全般〕

掘削・基礎工について表記を修正

〔管水路工事〕

1) 鋼管、エポキシ樹脂塗装、ジョイントコート、シールド工事における塗装方法および規格値等を変更

2) 管水路（コンクリート二次製品、ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合間）ジョイント間隔管理基準値の埋戻後の測定について一部記載を修正

### (3) 品質管理

〔コンクリート関係〕

粗骨材のすりへり試験における規格値を改定

## 2. その他

新しい施工管理基準の施行は、平成27年7月15日を予定。また、富山県HPによる公開も併せて行うこととしている。